

基準寝具賃貸借契約書

地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立北病院（以下「甲」という。）と、
（以下「乙」という。）とは、基準寝具のリース及び洗濯業務
について次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、甲が乙の寝具類を賃貸借するに当たり、乙が洗濯を行い、当該
寝具類の賃貸借に対して賃貸借料を支払うことを目的とする。

（契約の内容）

第2条 この契約の内容は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|------------------------------------------|
| （1）仕様及び数量 | 仕様書のとおり |
| （2）契約単価 | 寝具類1組当たり日額 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税は含まない） |
| （3）契約期間 | 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで |
| （4）使用場所 | 山梨県立北病院 |

（契約保証金）

第3条 甲は、地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程第26条第1項
第三号により、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（賃借料の請求及び支払）

第4条 乙は、毎月、月の初めに、前月中の延べ入院患者数を甲に確認し、当該延べ
入院患者数に基づいて賃貸借料の支払いを請求するものとする。

- 前項の請求額は、第2条第2号に定める単価に延べ入院患者数を乗じて得た金額
に、当該金額の消費税に相当する額を加算した金額とする。
- 甲は、乙からの適法な支払請求書を受領した日の翌月末日までに乙に対して賃貸
借料を支払うものとする。

（支払遅延に対する遅延利息の額）

第5条 甲は、自己の責に帰すべき事由により賃貸借料の支払を遅滞したときは、乙
に対して遅延利息を支払うものとする。

- 前項の遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法
律第256号）第8条第1項に定めるところによる。

（履行遅延違約金）

第6条 乙は、その責めに帰すべき事由によって、履行期限までに業務を完了するこ

とができない場合は、遅延日数に応じ、賃借料（遅延による支障が少ないと認められるものにあつては、未履行部分に相当する額）に対して、民法（明治29年法律第89号）第404条の法定利率を乗じて得た金額を履行遅延違約金として甲に支払わなければならない。ただし、履行遅延違約金の全額が百円未満であるときは、この限りでない。

（衛生的な寝具類の提供）

第7条 乙は、仕様書に従い、常に衛生的かつ清潔な寝具類を甲に提供するものとする。

（補修等の費用負担）

第8条 甲の故意又は重大な過失に起因する寝具類の補修又は仕立て直し以外のものについては、乙の負担とする。

（寝具類の消毒）

第9条 甲は、結核患者その他伝染のおそれのある患者の使用した寝具類の引渡しに当たっては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による消毒を実施するものとする。

（寝具類の予備洗濯）

第10条 寝具類に血痕、膿、分泌物、小水等の汚物が付着したときは、甲において予備洗濯を行い、乙に引き渡すものとする。

（契約の解除）

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき。
- (2) 契約の履行に当たり、不正な行為があつたとき又はあると明らかに認められるとき。
- (3) 正当な理由がなく契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (4) 乙又は乙の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直

接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が
上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締
結した者

- 2 前項第1号から第4号によりこの契約が解除されたときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払うものとする。
- 3 第1項第1号から第4号によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲にその損失を請求することができない。

(損害賠償)

第12条 乙は、甲が紛失、焼失、大破損その他甲の責に帰すべき事由により寝具類を乙に返還できないときは、損害額を甲に請求できるものとする。

(業務代行者の選定)

第13条 乙は、労働争議、天災地変その他の事情によって業務の遂行が不可能となったときは、責任をもって代行する者を選定し、業務代行保証書を甲に提出しなくてはならない。

(立入権)

第14条 乙は、物件の搬入等のために第2条第4号に規定する使用場所に立ち入ることができるものとする。この場合は、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

(連絡体制)

第15条 乙は本業務における社員名簿及び緊急時連絡体制表を作成し、甲へ提出すること。

(研修)

第16条 乙は、本業務に従事する全社員について、受託責任者等による社内研修を年1回以上受講させること。また、新規社員については、業務開始前に社内研修を実施すること。

(予防接種)

第17条 乙は、本業務に従事する作業員について、年1回のインフルエンザワクチンの接種を推奨すること。

2 乙は、本業務に従事する作業員について、B型肝炎、麻疹、風疹、水痘（水疱瘡）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）の抗体があること、結核が陰性であることを検査等実施し確認するとともに、抗体がなかった作業員について、ワクチン接種を行い、作業員の安全を確保すること。

3 乙は、病院の要請に基づき、本業務に従事する作業員について、原則、新

型コロナウイルスワクチンの接種を推奨すること。

(個人情報保護)

第18条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いについては別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約の費用)

第19条 この契約の締結に必要な経費は、乙の負担とする。

(信義則)

第20条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第21条 この契約に定めのない事項又はこの契約に疑義が生じたときは、地方独立行政法人山梨県立病院機構会計規程の定めるところによるほか、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 山梨県韮崎市旭町上條南割 3314-13
地方独立行政法人山梨県立病院機構
山梨県立北病院長 宮田 量治

乙